

練馬産業見本市 2026

出展事業者募集要項

練馬区では、優れた技術や特徴ある商品など区内産業の魅力を多くの区民の方に知っていただくことを目的に練馬産業見本市を開催します。

練馬産業見本市への出展は、自社の製品やサービスを広くPRする絶好の機会になります。ぜひこの機会をご活用ください。

※練馬産業見本市は、区内産業の魅力を区民の方に広く周知することを主目的としているため、会場内に商談ブースは設けません。予めご了承ください。

「練馬産業見本市 2026」に出展を希望される事業者の皆様は、この「出展事業者募集要項」をよくお読みいただき内容をご確認の上、ご応募ください。なお、すべての出展事業者あるいは代理人は本出展要項の内容を承認するものとします。

「練馬産業見本市 2026」の概要

- 1 開催日時 令和8年10月18日(日) 10:00~15:00
- 2 会場 練馬区立区民・産業プラザ
Coconeri ホール、産業イベントコーナー
- 3 主催 練馬区
- 4 後援等 後援：(一社)練馬産業連合会、東京商工会議所練馬支部、
(一社)練馬区産業振興公社
協賛：経済産業省関東経済産業局、(公財)東京都中小企業振興公社、
(地独)東京都立産業技術研究センター、練馬区商店街連合会、
(公社)練馬東法人会、(公社)練馬西法人会、
東京あおば農業協同組合、練馬漬物事業組合、練馬区伝統工芸会
- 5 出展規模 約50者(応募多数の場合は、抽選とさせていただきます。)
- 6 特別企画 こども向け職業体験
- 7 前回実績 出展者49者 / 来場者5,100名
- 8 同日開催 第49回練馬まつり(会場：練馬駅周辺)

目次

I 会場とスケジュールについて	p. 3
1. 会場	
2. 開催日時	
3. 主なスケジュール	
II 出展申込について	p. 4
1. 応募できる事業者	
2. 必要書類	
3. 申込方法	
4. 申込受付期間	
5. 出展申込にあたって同意いただく重要事項	
6. 出展の正式承認	
7. クイズラリー	
8. 出展事業者説明会	
III 出展内容の詳細について	p. 8
1. 出展料	
2. 基本小間仕様	
3. 小間内でできること	
4. 小間内でのルール	
5. 出展サポート	
6. 持込物品の規制	
7. 飲食の提供	
8. 出展事業者の搬入搬出	
IV その他	p. 14
1. アフター交流会の実施	
2. SNS の活用	
3. 会場のインターネット環境	
4. 特別企画	
5. 補償について	
6. 出展キャンセルの取扱	
7. 開催中止の場合の取扱	
8. お問い合わせ先	

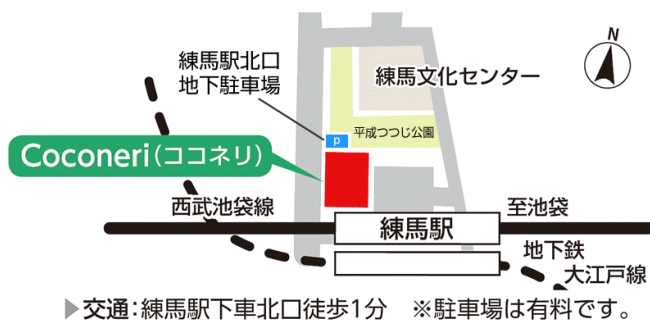
1 会場とスケジュールについて

1. 会場

会 場：練馬区立区民・産業プラザ Coconeri ホール、産業イベントコーナー

住 所：練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 3階

案内図：



会場図：



※当日は、練馬駅周辺で第49回練馬まつりを同時開催します。

2. 開催日時

令和8年10月18日(日) 10:00~15:00

3. 主なスケジュール

令和8年6月22日(月)	出展事業者募集開始
7月10日(金)	出展事業者募集締切
8月中旬	出展事業者決定・出展承認証発送
9月10日(木)	出展事業者説明会
10月17日(土)	出展事業者搬入
10月18日(日)	練馬産業見本市2026 当日

II 出展申込について

1. 応募できる事業者

練馬産業見本市に応募できるのは、次のいずれかの条件を満たす事業者となります。

- (1) 練馬区内に事業所を有する事業者
- (2) その他主催者が認めた事業者

2. 必要書類

- (1) 申込書 (①～③)
- (2) 会社概要、会社案内パンフレット、出品物など出展事業者の概要がわかるもの
※提出いただいた資料で出展事業者の活動状況や所在の確認が難しい場合には、追加資料の提出をお願いすることがあります。
- (3) 東京都暴力団排除条例および練馬区暴力団排除条例の趣旨に基づく「誓約書」

必要書類は、以下の練馬産業見本市専用ホームページからもダウンロードができます。

専用ホームページ：<https://nerima-sangyo-mihonichi.com/>



3. 申込方法

上記の必要書類を揃えて**令和8年7月10日(金)**までに専用ホームページの申込フォーム、もしくは郵送によりお申し込みください(必着)。

(1) 申込フォームの場合

上記専用ホームページにアクセスの上、
申込フォームよりお申し込みください。

(2) 郵送の場合

下記まで必要書類をお送りください。

また、書類を送付した旨を事務局あてにメールにてご連絡ください。

〒100-8079 東京都千代田区大手町 1-7-2
株式会社産経デジタル
ビジネスマネジメント本部 練馬産業見本市事務局 (担当:辻)
Mail: nerima.expo@gmail.com

4. 申込受付期間

令和8年6月22日（月）～7月10日（金）まで

5. 出展申込にあたって同意いただく重要事項

お申込をもって以下の事項に同意したものとしますので、よく内容をご確認ください。

- (1) 当日従事者に出展事業者の構成員ではない者を指名する等、当日運営を出展事業者以外の者が行う「名義貸し」行為をしないでください。
- (2) 出展事業者が会場で販売・提供したサービスや商品などに関する苦情・トラブルは出展事業者の責任で解決してください。また、食中毒やサービス提供中に来場者に対し怪我を負わせる等の事故が発生した場合、主催者は一切責任を負いかねます。
- (3) 練馬産業見本市開催中または終了後、出展事業者が販売・提供したサービス、商品等に関する苦情等を主催者が受けた時は、出展申込書に記載された連絡先を、相手に提供することがあります。
- (4) 出展事業者及び出展内容が、関連法令に抵触するおそれがあるもの、公序良俗に反するもの、特定の政治思想や宗教の啓蒙活動に関連すると思われるもののほか、本見本市の趣旨にそぐわないと主催者が判断した場合、出展のお断り又は出展承認の取消しをさせていただく場合があります。出展のお断り、取消しにより生ずる損害などに対し、主催者は一切の責任を負いません。
- (5) 運営事務局は、出展に関わる音、臭い、操作、材料、その他の理由から問題があると判断される展示物や行為、並びに見本市の目的にそぐわない展示物の展示及び行為を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。なおその際の撤去等は出展事業者側の責任により行うものとします。
- (6) 入れ墨・タトゥー（シール類含む）が来場者から見える状態の方は、従事させないようにしてください。
- (7) 主催者、関係機関が広報や記録のため、写真、動画の撮影をします。またその写真、動画を練馬産業見本市のPRのため、出演者に改めて許可を取らずに使用することがあります。

6. 出展の正式承認

- (1) 申込書および必要書類を審査の上、資格を満たす事業者について出展を承認します。申込時点では出展確定ではありません。
- (2) 出展の申込が予定小間数を超えた場合は抽選により出展事業者を決定します。
- (3) 承認は、出展承認証の発送をもって通知します。通知は8月中旬発送予定です。出展承認後は、原則出展内容を変更することができません。
- (4) 出展位置は内容等のバランスを考慮の上、主催者が決定します。
- (5) 承認後に募集要項に定めた項目に違反が認められた時は、承認を取り消します。

7. クイズラリー

本年の見本市では、区内産業への理解をより深めるため、クイズラリーイベントを実施する予定ですので、是非ご協力をお願いします。詳細については下記をご確認のうえ申込書にてご協力の可否をご回答ください。

なお、協力いただける出展事業者（以下：協力事業者）のブース位置が目立つ仕様のクイズラリー専用マップを制作予定です。

【イベントの流れ】※詳細は出展事業者説明会にてご案内します

- (1)会場入口付近にて来場者にクイズラリーシートを配布

クイズラリーシートには、クイズに挑戦できるブース位置が分かる専用マップが記載されています。

- (2)来場者がブースを訪問し、クイズに挑戦する

協力事業者には『クイズの出題』と

『回答が分かるようなお話・体験の提供』をお願いします。

- (3)来場者がクイズに回答する

来場者はパネルに記載された選択肢から指差しで回答をします。

- (4)シールを集める

正解不正解に関わらず、解説後にシールを渡します。来場者はこのシールを集めることでノベルティと交換することができます。



※イメージ

8. 出展事業者説明会

出展を承認された事業者は、出展事業者説明会への出席をお願いします。

※最大2名までの出席とします。出展に必要な関係資料の配付と、当日の注意事項の説明を行います。

日 時：令和8年9月10日（木）10:00～11:00

会 場：練馬区立区民・産業プラザ 研修室1（Coconeri 3階）

III 出展内容の詳細について

1. 出展料

基本出展料・・・3,000円／1小間 2m×2m程度

※ 各事業者とも原則1小間での出展となります。

※ 1小間での出展が難しい場合は、ご相談ください。ただし、ご希望に添えない場合があります。

駐車場を利用する場合は、駐車料金が発生しますので、予めご了承ください。

駐車場案内

Coconeri 地下駐車場（練馬駅北口地下駐車場と一体運営）

住所：練馬区練馬 1-17-5 （一般料金）〔自動車〕30分毎 200円

〔バイク〕60分毎 100円

（当日24時まで）〔自動車〕1,800円

〔バイク〕500円

※上記駐車場が満車の場合、周辺の駐車場をご利用ください。

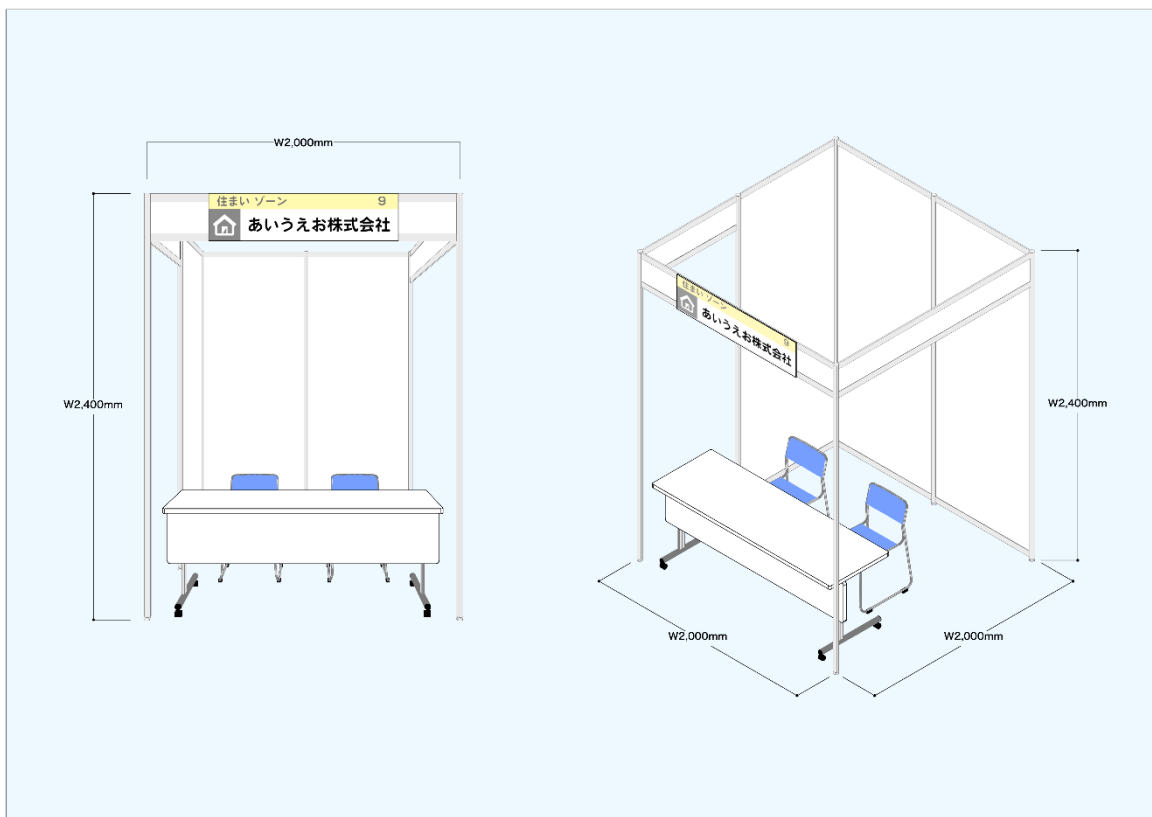
2. 基本小間仕様

各事業者とも原則1小間（2m×2m）での出展となります。

1小間のスペースを超えて物を置くことはご遠慮ください。

追加備品はスペース内に収まる範囲でご利用ください。

【基本小間イメージ】



【基本小間仕様】

- ①展示販売テーブル（W1800×D600×H720mm）× 1台
- ②イス×2脚
- ③社名板（W1200×H300mm×D5mm ※統一書体・カラー）× 1枚
- ④LED スポットライト× 1台

※基本小間仕様の什器以外に必要なものは、各出展事業者にてお持ち込みください。

※追加の有料備品も申込書に記載していますので、必要な出展事業者はお申し込みください。申込書に記載のない備品に関してもご用意できる有料備品もありますので、ご相談ください。（お申込後のキャンセルは出来かねますのでご了承ください。）

※食品関係で冷蔵・冷凍が必要な場合は、共用の冷蔵・冷凍ケースを用意しています。

利用希望の出展事業者は、申込書の該当箇所をご選択ください。

使用容量について、出展承認後に確認します。

3. 小間内でできること

- (1) 自社製品やサービスの展示や紹介、販売
- (2) 工作やサービスなどの体験
- (3) 試食や試飲の提供 ※お弁当など食事となるものは別途休憩所をご案内ください。

4. 小間内でのルール

- (1) **展示・販売・実演・体験等はすべて小間内で行ってください。**
- (2) 小間外にて、来場者の誘引、来場者へのカタログ等の配布行為等、これに類する行為はできません。会場内（通路）を、看板などをつけて歩行するなどの行為は禁止します。
- (3) 装飾資材は必ず防災加工品を使用し、消防庁認定の防災シールをお貼りください。
- (4) 重量物を展示する場合等には必ず事前にご連絡ください。
- (5) 会場施設の床面、壁面、柱面、扉等に、鋸、アンカー釘、糊、テープ、針金等を使用することはできません。
- (6) 小間内の造形物を天井張りしたり、屋根を設けたりすることはできません。
また、ヘリウムガスによるバルーン装飾はできません。
- (7) 小間内壁面に物を貼り付ける際には、養生テープ等を使用し傷や汚れが残らないようにしてください。
- (8) 壁面に物を吊り下げる事は可能です。（耐荷重 20kg 程度、壁面パネル厚さ 4mm）
- (9) 壁面パネルは白ビニールコーティング合板システムです。
（パネルの切断、釘打ち、穴あけ、表具等の加工はできません。）

5. 出展サポート

搬入日に、展示品や商品の陳列・効果的な接客方法など、アドバイスをを行います（※無料）。

希望する出展事業者は、申込書の該当箇所を選択してください。

希望多数の場合は、抽選とさせていただきます。

なお、出展者説明会では全出展者に展示ガイドブックも配布予定です。

6. 持込物品の規制

高圧ガス、灯油等の危険物や、騒音・振動・高熱・臭気・煤煙等を発するものの持ち込みは出来ません。また、原則、火気の使用はできません。

※判断に迷うものについてはご相談ください。

7. 飲食の提供

(1) 行事における臨時出店届

食品を扱う（試飲・試食を含む）場合は保健所へ「行事における臨時出店届」の提出を義務とします。

※書類の提出は、出展決定後になります。

(2) 会場内での調理は禁止です。

(3) 販売できる加工食品は、当該商品の許可施設で作られた包装品となります。

包装とラベル表示がされている状態で販売をお願いします。

お申し込み後、営業許可証や食品表示ラベルのご提出をお願いする場合があります。

※要冷蔵・要冷凍品の食品の販売に際し、ストックヤード内に共通の冷蔵・冷凍ケースを各1台用意しておりますが、自社ブース内で専用に必要な場合、有料備品にてご用意することが可能です。申込書にご記入ください。

※生肉・刺身・生卵・動物性の生クリーム等の「生もの」は、保健所の指導により販売不可となります。

※クーラーBOXは温度管理が不十分のため不可となります。

※その他の商品でも、保健所の判断により販売をお断りする場合があります。

※判断に迷うものについてはご相談ください。

(4) 販売する食品には、法令で定められた食品表示、栄養成分表示を必ず行ってください。

《食品表示例》

名称	調味梅干
原材料	梅、しそ、漬け原材料（食塩、蜂蜜、糖類（砂糖、果糖ブドウ糖液糖、還元水飴））/調味料（アミノ酸等、小麦由来）、甘味料（ステビア）、酸味料、野菜色素、酒精、ビタミン B1
賞味期限	2026.10.31
保存方法	直射日光、高温多湿を避け、開封後は冷蔵庫にて保管ください。
製造者	〇〇株式会社 東京都練馬区〇〇町〇〇

《栄養成分表示例》

栄養成分表示（100g あたり）	
エネルギー	〇〇kcal
たんぱく質	〇g
脂質	〇g
炭水化物	〇g
食塩相当量	〇g

(5) 試飲試食は基本的に個包装のものをお渡しするようお願いします。

上記が難しい場合は以下の対応をお願いします。

- ・ カットや果物の皮むき等の作業は会場では不可。営業許可のある施設で作業を行ない、蓋つきの容器やラップ等で外気に触れないように持ち込んでください。
- ・ 小分けの容器は使い捨て可能な衛生的なものを使用してください。
- ・ 小分けの容器に取り分ける際は素手ではなく、ビニール手袋を着用してください。

《判断例》

【スタート：飲食物の販売、または試飲・試食がありますか？】

|

└─▶ [NO] ──▶ 飲食の提供ルールへの対応は不要です。

└─▶ [YES] ──▶ 【必須】「行事における臨時出店届」の提出が必要です。

↓

（書類の提出は出展決定後となります）

【Q1：販売・提供する食品に「生もの」は含まれますか？】

（生肉、刺身、生卵、動物性の生クリームなど）

|

└─▶ [YES] ──▶ 【出展不可】保健所の指導により販売・提供できません。

└─▶ [NO]

↓

【Q2：会場内で調理やカット（皮むき等）の作業を予定していますか？】

|

└─▶ [YES] ──▶ 【出展不可】会場内での調理・加工は一切禁止です。

└─▶ [NO]

↓

【Q3：食品を「販売（有償）」しますか？】

|

└─▶ [YES] ──▶ 【上記(1)~(4)】をご確認ください。

└─▶ [NO (試飲・試食のみ)] ──▶ 【上記(1)および(5)】をご確認ください。

※上記の基準を満たしている場合でも、保健所の判断により最終的に販売・提供をお断りする場合があります。

8. 出展事業者の搬入搬出

- (1) 搬入時間は食料品等一部を除いて原則 10 月 17 日（土）10:00~16:00 とします。
お申し込みの車両台数を調整したうえ、搬入時間目安を連絡します。
搬出時間は 10 月 18 日（日）15:00 以降の予定です。
- (2) 搬入・搬出経路や荷捌き場所など、詳細は出展事業者説明会でお知らせします。

IV その他

1. アフター交流会の実施

産業見本市終了後に、出展者同士の交流会を実施します。

(参加無料。15:30～16:30 予定)

ドリンクや菓子類をご用意します。ぜひご参加ください。

参加希望者は、申込書に必要事項をご記入ください。

【プログラム】

- ① 自社の商品やサービスの PR タイム (希望者のみ)
- ② 自由交流

2. SNS の活用

練馬産業見本市のアカウントを作成しています。当アカウントでは出展事業者の情報を掲載させていただきますので、情報提供のご協力をよろしくお願いします。

【練馬産業見本市公式アカウント】

X (旧 Twitter) : @nerimamihonichi

Instagram : @nerimamihonichi

Facebook : 練馬産業見本市

3. 会場のインターネット環境

会場内に無料 Wi-Fi がありますが、通信速度や同時接続に制限があり、安定した接続を保証できませんので、実施内容に応じて通信環境をご用意ください。

4. 特別企画

区民・産業プラザ研修室にて、特別企画として、こども向け職業体験イベントを実施します。開催概要については、出展事業者説明会の際にご案内します。

5. 補償について

出展事業者及びその代理人が他出展事業者の小間、運営設備または練馬産業見本市会場の設備及び人身等に損害を与えた場合、その補償は出展事業者の責任において行うものとし、主催者及び運営事務局は一切責任を負いません。

6. 出展キャンセルの取扱

出展承認後に、出展事業者の都合でキャンセルする場合は、令和8年9月18日（金）

までに必ず事務局までご連絡ください。

キャンセル申出日	キャンセル料
令和8年9月18日（金）まで	なし
9月19日（土）以降	出展料の100%

7. 開催中止の場合の取扱

- (1) 以下の場合により、主催者は見本市の開催及び継続が不可能若しくは困難であると判断した場合、見本市を中止、中断、および開催時間の変更をすることがあります。
- ・ 見本市が開始される土地建物が利用できなくなった場合及び開催に不適切と主催者が判断した場合
 - ・ 政府、行政、及び公的機関によるイベントの自粛要請、自粛検討、自粛命令、中止要請、中止検討、中止命令などにより主催者が開催は適切でないと判断した場合
 - ・ 不可抗力的事由により開催ができなくなった場合若しくは開催が適切ではないと主催者が判断した場合
- (2) 前項の不可抗力的事由とは、台風、豪雨、暴風、水害、地震などを含む天災地変、疫病、公衆衛生リスク、交通機関の遅延・運休、戦争、内乱、テロ、ストライキその他、主催者の責めによらない事由を指します。
- (3) 中止に伴う出展事業者の仕入れなど全ての損失について、主催者では一切補償致しません。

8. お問い合わせ先

練馬産業見本市事務局（株式会社産経デジタル内）

TEL : 03-3275-8386

Mail : nerima.expo@gmail.com

受付時間 10 : 00～17 : 00（土・日・祝日は除く）

